第６節　住民自治によるまちづくりの推進

❶ 住民自治が開く新しい地域と新市

【まちづくりの主役は地域】

新市におけるまちづくりの主役は身近な地域（住民・企業・NPO）にあります。その中で行政が多くを担ってきた公共や社会的役割を地域に開き、行政と地域がパートナーとして協働、協調することが、これからのより良いまちづくりにつながります。

それぞれの地域の歴史・風土に培われてきた魅力的な個性を、地域住民自らがもう一度見つめ直し、それを自らの手で活かしながら、その地域にしかない独自で元気なまちづくりを進めていくことが必要です。地域が元気になることで、新市が文字通り新しい魅力ある市になっていきます。

【暮らしの豊かさを実感する地域】

現代の地方都市において、市民一人ひとりが真に豊かさと安らぎを実感するためには、多様化する生活ニーズに的確に対応するとともに、それぞれが暮らす身近な地域に住むことが自慢となるような魅力的で活力に満ちたものであることが求められます。

しかし、国や地方の財政状況が今後ますます厳しさを増していくことが予想される中では、暮らしの豊かさを支えるサービスをすべて行政が担うというこれまでの意識を変えていかなければなりません。暮らしの豊かさを実感できる地域を、その地域の構成員である住民、企業と行政、さらには今後新たな主体として期待されるNPO 等が、それぞれの得意分野で力を発揮し、役割を分担して協働で創っていくことが求められます。

地域での様々な組織・個人がそれぞれの役割を主体的に果たしていくことで、地域経営の力が強まり、それが新市全体の行財政の強化・健全経営に結びついていきます。

【住民自治が開く新しい地域と新市】

市民の身近な暮らしの単位である地域の個性豊かで独自なまちづくりと、暮らしの豊かさを実感できる強い地域経営力を実現するのが、住民自治を基本とするまちづくりです。

新市となる八代地域は、基本コンセプト「“創生” 輝く新都八代」でも示すように、新市内のそれぞれの地域の活力と多様性がもたらす自立したくにづくりが目標です。そして、それを実現するのは市民一人ひとりの地域への思いに基づく住民自治の推進です。

【地域について】

・ここで示す「地域」は、原則旧６市町村単位を言います。ただし、旧八代市に関してはコミュニティの規模（人口、範囲等）が広く、歴史的背景の異なる地域もあるため、身近な暮らしの範囲で計画的なまちづくりを一体的に推進していくための地域のあり方を検討し、場合によってはいくつかの地域に分割することも考えられます。

② 住民自治を目指す仕組みづくり

【各地域の状況に即した住民自治の推進－地域審議会の活用】

6 市町村では、これまでそれぞれの地域の状況に応じた自治活動を自治会や小学校区単位で独自に進めてきました。このような取り組みを評価しつつ、合併後の住民自治を目指した総合的な地域のまちづくりを推進していくための新たな組織の構築をどのように進めていくかを慎重に検討していくことが必要です。

そのため、合併特例法で位置づけられている「地域審議会」（6 市町村単位で設置）を活用し、それぞれの地域住民の参加による検討を行い、地域の状況に即した住民自治のあり方を明確にし、その検討に基づいた住民自治の推進を図っていきます。

【住民自治組織の確立】

前項の地域審議会の活用を踏まえて、各地域の身近な地区における総合的なまちづくり推進のための住民自治組織を再構築していきます。

今後、住民自治として地域環境の維持・向上をはじめ、地域福祉、地域教育、地域防災など広範囲に及ぶ総合的なまちづくりを推進していくために、従来の自治会等を基本としつつも、より広い範囲での住民自治組織の確立が必要とされます。そこで、それぞれの地域の状況に応じた住民自治組織の単位として、各地域の状況に応じていくつかの自治会が連携して新たな住民自治組織の設立を目指していきます。

【住民自治を支える組織と機能の充実】

住民自治を支え、各地域の独自なまちづくりを推進していくために、行政組織としての本庁・支所等の役割を明確にし、地域の課題に関して、地域住民と協力して取り組んでいくことが出来るような地域に身近な組織と機能を整えていきます。

以上のような考え方に基づく、目指すべき組織体系のあり方を以下に示します。

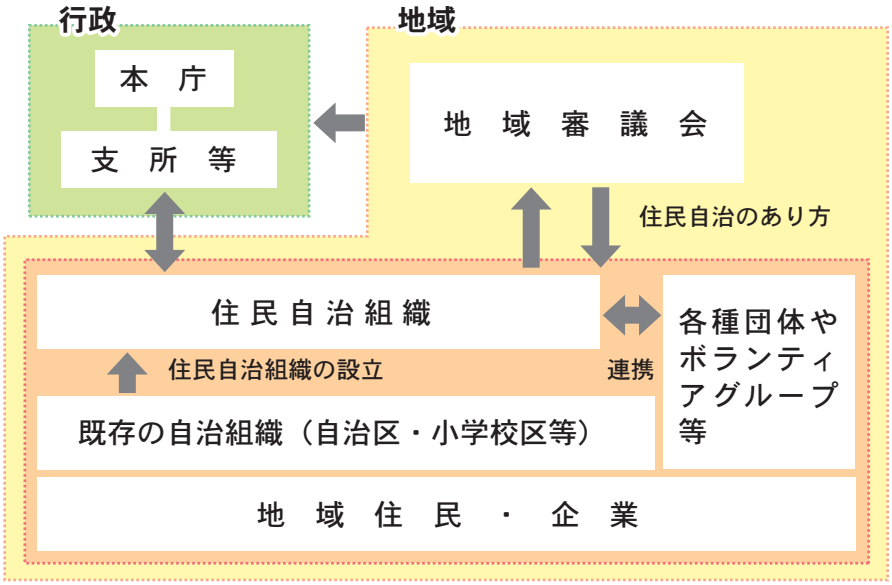

③ 住民自治を支える計画体系

（1）新市総合計画における位置づけ

新市において住民自治を積極的に推進していくためには、本計画で示す住民自治の方向性を踏まえて、新市になって速やかに策定される総合計画の中で改めてしっかりと位置づけ、さらにその方向性を明確にするための条例（住民自治条例等）の制定を検討していきます。

総合計画においては、基本構想における理念としての位置づけはもちろん、旧市町村単位でそれぞれの地域の状況に応じた住民自治のあり方を明確にする「地域別計画」の策定を行うことが望まれます。この「地域別計画」の策定にあたっては、新市建設計画の地域別方針を踏まえるとともに、各地域のワーキング会議でまとめられたまちづくり方針が基礎となります。

（2）地区のまちづくりの指針を示す地区まちづくり計画

住民自治の最も基礎となる各地域の身近な地区における総合的なまちづくり推進のために、住民自らのまちづくり活動の指針となる「地区まちづくり計画」の策定が必要です。

地区まちづくり計画は、前項の「地域別計画」における各地域での住民自治のあり方に基づき設定される住民自治の単位毎に、住民主体の検討組織が中心となって策定されることが望まれます。この検討組織が計画づくりを通じて自治意識を高め、住民自治組織の母体となっていくことが期待されます。

④ 住民自治の推進へ向けて

【第１ステップ：まちづくりへの参加の機会づくり】

住民自治によるまちづくりは、新市発足後直ちに出来ることではありません。また、組織だけを形式的に作っても住民自らがまちづくりを自主的に進めようという意識がなければ、単なる行政に対しての陳情・要望・苦情を言う場としてしか機能しないことも考えられます。まずは地域の住民の皆さんのまちづくりへの意識を高めていくことから始めることが必要です。

自分の住む地域の環境や快適な暮らしのための各種サービスについて考え、将来どのような地域にしていきたいか、そのために自分たちに何が出来るか、などを考える機会を持つことが重要です。本計画の策定における地域ワーキング会議の活動はそういった機会づくりの第一歩ともいえます。

今後、一人でも多くの地域住民のまちづくりへの参加の機会を創出していくことが重要であり、各地域や各地区での計画づくりは、まちづくりへの参加の絶好の機会といえます。

まずはこの計画づくりへの参加により、少しずつまちづくりへの関心を高め、住民自治活動を支える住民を一人でも多く増やしていくことが必要です。

【第２ステップ：住民自治組織づくり】

地域審議会での住民自治のあり方の検討をもとに、各地区での住民自治組織の確立を目指していきます。もちろん、この組織は地域住民が「出来るときに、出来ることを、出来る範囲で」行えるような参加しやすいものであることが大切です。

組織化に関しては、各地域内の地区それぞれの状況に応じて随時行っていくこととし、先行的な地区がモデルとなって他の地区の組織化を促していけるように、情報を出来る限り公開して進めていきます。また、このような組織化への支援や情報提供の役割を行政が担っていきます。

【第３ステップ：住民自治組織の運営】

本格的な住民自治活動を推進するにあたっては、人的支援及び財政的支援の両面から行政がバックアップしていきます。もちろん、住民自治組織の自主性を尊重し、それが損なわれることがないように配慮していきます。

人的支援に関しては、必要に応じて専門分野の職員や専門家の派遣等を検討していきます。

財政的支援に関しては、活動費に関する助成制度の確立と、各種事業委託等の検討が必要であり、権限移譲の動向を踏まえた新たな財源の確保に努めていきます。

それぞれの地域での住民自治活動が推進していく中で、それが継続的に持続していくためには、地域相互の情報交換や交流の促進、各種技術的な支援の体制を強化していくことが必要であり、そのための機能確立が必要です。